

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御 中
厚生労働省 老健局介護保険計画課・
老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

難病の患者に対する医療等に関する法律関連通知
の正誤について

計 5 枚（本紙を除く）

Vol. 4 2 6

平成 2 7 年 2 月 2 3 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

介護保険計画課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 2164、3949)
FAX : 03-3503-2167

老介発0223第1号
老老発0223第1号
平成27年2月23日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

難病の患者に対する医療等に関する法律関連通知の正誤について

日頃より、介護保険制度の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年12月24日付けで通知しました「介護給付費請求書等の記載要領について等の一部改正について（平成26年12月24日老介発1224第2号・老老発1224第1号）」について、別添の新旧対照表に誤りがあったため、別紙のとおり修正し、修正後の内容を平成27年1月1日から適用することとしますので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきようお願いいたします。

この修正に伴い、平成26年12月24日付けの通知によって改正された「介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発第31号）」に則って難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定する特定医療費を請求した場合、給付額減額等の記載を受けた利用者の請求は請求誤りとなるため、修正後の内容に則って再度請求していただく必要があることにご留意下さい。

なお、本通知については、健康局疾病対策課とも協議済みであることを念のため申し添えます。

【別添】

- ・「介護保険料滞納者に対する難病の医療費助成に関する取扱いについて」（平成27年2月23日事務連絡 厚生労働省健康局疾病対策課）

介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）別表 2（修正後）の正誤表

正								誤							
(別表 2) (略)								(別表 2) (略)							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）「特定医療」	特定の疾患のみ	54	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス	5	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）「特定医療」	特定の疾患のみ	54	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある ()	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)								(略)							

介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年11月16日老老発第31号)(抄)(修正後)
 別表2 保険優先公費の一覧(適用優先度順)

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格 証明等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、医療機関の介護予防短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費並びに介護老人保健施設の短期入所療養介護、介護老人保健施設の介護予防短期入所療養介護及び介護保健施設サービスにかかる特別療養費
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「更生医療」	身体障害者に対する更生医療(リハビリテーション)	15	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、医療機関の介護予防通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様(医療全般)	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費()	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス(介護予防サービスを含む)の全て
5	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)「特定医療」	特定の疾患のみ	54	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について(平成14年4月1日健発第0401007号)	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費()	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について(昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	同上	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について(平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知)「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある()	同上

9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医療	88	医療手帳、被害者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費()	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス(介護予防サービスを含む)の全て(ただし、介護老人保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限定)
10	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知)「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費()	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス(介護予防サービスを含む)の全て(ただし、介護老人保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限定)
11	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシン酸の曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費()	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス(介護予防サービスを含む)の全て(ただし、介護老人保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限定)
12	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)「指定疾病に係る医療」	指定疾病に係る医療	66	石綿健康被害医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービス(介護予防サービスを含む)の全て(ただし、介護老人保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限定)
13	特別対策(障害者施策)「全額免除」	障害者施策利用者への支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
14	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護、介護予防訪問介護	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費()	訪問介護、介護予防訪問介護
15	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費()	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設サービス、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス
16	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)「介護支援給付」	介護保険の給付対象サービス	25	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様
17	生活保護法の「介護扶助」	介護保険の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険の給付対象と同様

ただし、保険料滞納による介護給付等の額の減額分については公費負担しない。

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 23 日

各 都道府県難病対策担当課 御中

厚生労働省健康局疾病対策課

介護保険料滞納者に対する難病の医療費助成に関する取扱いについて

難病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護給付費請求書等の記載については、平成 27 年 1 月 1 日から難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）の施行に伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について等の一部改正について（平成 26 年 12 月 24 日老介発 1224 第 2 号・老老発 1224 第 1 号。以下「改正通知」という。）」により、「介護給付費請求書等の記載要領について（平成 13 年 11 月 16 日老老発第 31 号）」を改正し、これに基づき実施されてきたところです。

改正通知では、難病法における医療費助成を受けている患者については保険料滞納による介護給付等の額の減額分について公費負担をしないこととしておりましたが、当該記載が誤りであったため、これを修正し、別添のとおり、公費負担とすることとします。

ついては、御了知の上、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願い致します。

なお、今回の取扱いについては、老健局と協議済であることを申し添えます。

【別添】

- ・「難病の患者に対する医療等に関する法律関連通知の正誤について」（平成 27 年 2 月 23 日老介発 0223 第 1 号・老老発 0223 第 1 号）